

岩国市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例施行規則を次のように定める。

令和5年12月25日

岩国市長 福田 良彦

岩国市規則73号

岩国市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例施行規則
(趣旨)

第1条 この規則は、岩国市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例(令和5年条例第28号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(適用を受ける事業)

第3条 条例第2条第3号の規則で定める事業は、発電出力が500キロワット以上の事業(同一又は共同の関係にあると認められる事業者が、近接した場所において同時期又は近接した時期に設置する再生可能エネルギー発電設備の合算した発電出力が500キロワット以上となる場合を含む。)をいう。ただし、都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号の工業地域又は工業専用地域において行う事業を除く。

(近隣関係者)

第4条 条例第2条第6号の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) その活動区域に事業区域を含む地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項に規定する地縁による団体
- (2) 前号の団体の活動区域に居住する者及びこれらの区域に所在する法人その他の団体並びにこれらの区域に土地若しくは建物を所有し、又は使用するもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるもの

(抑制区域)

第5条 条例第6条第1項の抑制区域は、別表に掲げる区域とする。

(事前協議の届出)

第6条 条例第7条の事前協議を行おうとする事業者は、再生可能エネルギー発電事業に関する事前協議届出書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認めるときは、添付書類の一部を省略させることができる。

- (1) 事業者が法人の場合にあつては当該法人の登記事項証明書、個人の場合にあつては住民票の写し
- (2) 再生可能エネルギー発電設備の位置図
- (3) 事業区域図
- (4) 現況写真
- (5) 建築物及び工作物の配置計画図
- (6) 建築物及び工作物の設計図(平面図、立面図及び断面図)
- (7) 事業の実施により、自然環境等に一定の影響があると考えられる場合は、その考え

られる影響の内容及び当該影響への対応方針を記載した書類

- (8) 排水計画図（平面図及び断面図）
- (9) 排水施設構造図
- (10) 工事施工方法書（計画書）（作業の方法及び工法を示したものをいう。）
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（事業計画の届出）

第7条 条例第9条の規定による届出を行おうとする事業者は、再生可能エネルギー発電事業に関する事業計画届出書（様式第2号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 前条第1号から第10号までに掲げる書類（変更があるものに限る。）
- (2) 再生可能エネルギー発電事業に関する近隣関係者への説明記録（様式第3号）
- (3) 条例第8条第4項の必要な措置を講ずる場合又は当該措置を既に講じた場合は、その内容を記載した書類
- (4) 事業に関する法令等の許認可等を受けているときは、その写し
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の届出を受けた事業が他の市町の区域の自然環境等に影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該区域を管轄する市町の長及び関係する行政機関の長等に対し、その旨を通知し、意見を求めることができる。

（工事完了の届出）

第8条 条例第11条の規定による届出を行おうとする事業者は、再生可能エネルギー発電事業に関する工事完了届出書（様式第4号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 第6条第1号から第3号まで、第5号から第9号まで及び前条第1項第3号に掲げる書類（変更があるものに限る。）
- (2) 工事完了後の写真
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（地位の承継の届出）

第9条 条例第12条第1項の規定による届出を行おうとする事業者は、地位承継届出書（様式第5号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業者が法人の場合にあっては当該法人の登記事項証明書、個人の場合にあっては住民票の写し
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 地位を承継した事業者は、前項の届出後、速やかに市長と自然環境等の保全等に関する協定を締結しなければならない。

（標識の記載事項等）

第10条 条例第13条の規則で定める事項は、事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）（平成29年3月資源エネルギー庁策定）又は事業計画策定ガイドライン（風力発電）（平成29年3月資源エネルギー庁策定）に規定する事項とする。

2 事業者は、標識の記載事項に変更が生じたときは、速やかに標識の書換えその他の必要な措置を講じなければならない。

(事業終了の届出等)

第11条 条例第15条第1項の規定による届出を行おうとする事業者は、再生可能エネルギー発電事業終了届出書(様式第6号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 現況写真

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 条例第15条第2項の規定による届出を行おうとする事業者は、再生可能エネルギー発電事業終了に伴う措置完了届出書(様式第7号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 現況写真

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(身分証明書)

第12条 条例第16条第2項の身分を示す証明書は、身分証明書(様式第8号)とする。

(指導、助言及び勧告)

第13条 条例第17条第1項の指導又は助言は、指導(助言)通知書(様式第9号)により行うものとする。

2 条例第17条第2項の規定による勧告は、勧告書(様式第10号)により行うものとする。

(公表)

第14条 条例第18条第1項の規定による公表は、岩国市公告式条例(平成18年条例第3号)に規定する公告式その他の方法により行うものとする。

(弁明の機会)

第15条 条例第18条第2項の規定による弁明の機会の付与は、弁明の機会の付与通知書(様式第11号)により行うものとする。

2 前項の規定により通知を受けた事業者は、公表に係る弁明をしようとするときは、通知を受けた日から起算して14日以内に、公表に係る弁明書(様式第12号)により弁明することができるものとする。

(補則)

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、令和6年1月1日から施行する。

別表(第5条関係)

	抑制区域
1	砂防法(明治30年法律第29号)第2条に規定する指定土地
2	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域
3	地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条第1項に規定する地すべり防止区域
4	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項に規定する土砂災害警戒区域及び同法第9条第1項に規

	定する土砂災害特別警戒区域
5	国土交通省が公表する土砂災害危険箇所及び林野庁が公表する山地災害危険地区
6	森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項に規定する保安林
7	河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項に規定する河川区域及び同法第54条第1項に規定する河川保全区域
8	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項に規定する特別保護地区
9	水産資源保護法（昭和26年法律第313号）第17条に規定する保護水面
10	山口県自然環境保全条例（昭和49年山口県条例第4号）第15条第1項に規定する緑地環境保全地域及び同条例第21条第1項に規定する自然記念物が所在する土地
11	自然公園法（昭和32年法律第161号）第2条第2号に規定する国立公園及び同条例第3号に規定する国定公園
12	山口県立自然公園条例（昭和35年山口県条例第25号）第2条第1号に規定する山口県立自然公園
13	都市計画法第8条第1項第7号に規定する風致地区
14	文化財保護法（昭和25年法律第214号）第93条第1項に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地、同法第109条第1項に規定する史跡名勝天然記念物が所在する土地及び同法第134条第1項に規定する重要文化的景観の選定区域
15	山口県文化財保護条例（昭和40年山口県条例第10号）第37条第1項に規定する県指定史跡名勝天然記念物が所在する土地
16	岩国市文化財保護条例（平成18年条例第287号）第4条第1項に規定する岩国市指定文化財が所在する土地
17	農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に規定する農用地区域（営農型太陽光発電設備を設置する場合を除く。）

（宛先）岩国市長

事業者 住所
氏名
電話番号

再生可能エネルギー発電事業に関する事前協議届出書

岩国市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例第7条の規定により事前協議を行いたいのので届け出ます。

事業名					
届出の区分 （該当するものに○）	新設		増設		
事業区域の所在地	岩国市				
事業区域の面積	m ²				
土地の現況（地目及び面積）	宅地	農地	山林	その他	合計
	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
土地への影響 （該当するものに○）	土地造成（立木伐採・切土・盛土） その他（ ）				
土地の権利関係 （該当するものに○）	自己所有地		借地		
再生可能エネルギー源の種別 （該当するものに○）	太陽光		風力		
想定発電出力	kW				
想定年間発電電力量	kWh				
再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第9条第1項の規定による申請をする日	年 月 日				
事業 実施 工程	工事着手予定年月日	年 月 日			
	工事完了予定年月日	年 月 日			
	運転開始予定年月日	年 月 日			
	事業終了予定年月日	年 月 日			

備 考	
--------	--

注1 事業者の住所及び氏名は、法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称並びに代表者の役職及び氏名を記入すること。

2 事業区域の面積は、小数点以下を切り捨てて記入すること。

3 想定発電出力は、小数点以下を切り捨てて記入すること。

4 増設の場合は、変更後の内容（数値）を記入し、備考欄に変更した項目名を列挙すること。

（添付書類）

(1) 事業者が法人の場合にあっては当該法人の登記事項証明書、個人の場合にあっては住民票の写し

(2) 再生可能エネルギー発電設備の位置図

(3) 事業区域図

(4) 現況写真

(5) 建築物及び工作物の配置計画図

(6) 建築物及び工作物の設計図（平面図、立面図及び断面図）

(7) 事業の実施により、自然環境等に一定の影響があると考えられる場合は、その考えられる影響の内容及び当該影響への対応方針を記載した書類

(8) 排水計画図（平面図及び断面図）

(9) 排水施設構造図

(10) 工事施工方法書（計画書）（作業の方法及び工法を示したものをいう。）

(11) その他市長が必要と認める書類

本件責任者氏名

本件担当者氏名

連絡先

（宛先）岩国市長

事業者 住所
氏名
電話番号

再生可能エネルギー発電事業に関する事業計画届出書

岩国市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例第9条の規定により再生可能エネルギー発電事業の事業計画を届け出ます。

事業名					
事業区域の所在地	岩国市				
事業区域の面積	m ²				
土地の現況（地目及び面積）	宅地	農地	山林	その他	合計
	m ²				
土地の権利関係 （該当するものに○）	自己所有地		借地		
再生可能エネルギー源の種別 （該当するものに○）	太陽光		風力		
想定発電出力	kW				
想定年間発電電力量	kWh				
再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第9条第1項の規定による申請をした日	年 月 日				
事業 実施 工程	工事着手予定年月日	年 月 日			
	工事完了予定年月日	年 月 日			
	系統連系予定年月日	年 月 日			
	運転開始予定年月日	年 月 日			
	事業終了予定年月日	年 月 日			

備 考	
--------	--

- 注 1 事業者の住所及び氏名は、法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称並びに代表者の役職及び氏名を記入すること。
- 2 事業区域の面積は、小数点以下を切り捨てて記入すること。
- 3 想定発電出力は、小数点以下を切り捨てて記入すること。
- 4 増設の場合は、変更後の内容（数値）を記入し、備考欄に変更した項目名を列挙すること。

(添付書類)

- (1) 事業者が法人の場合にあっては当該法人の登記事項証明書、個人の場合にあっては住民票の写し
- (2) 再生可能エネルギー発電設備の位置図
- (3) 事業区域図
- (4) 現況写真
- (5) 建築物及び工作物の配置計画図
- (6) 建築物及び工作物の設計図（平面図、立面図及び断面図）
- (7) 事業の実施により、自然環境等に一定の影響があると考えられる場合は、その考えられる影響の内容及び当該影響への対応方針を記載した書類
- (8) 排水計画図（平面図及び断面図）
- (9) 排水施設構造図
- (10) 工事施工方法書（計画書）（作業の方法及び工法を示したものをいう。）
- (11) 再生可能エネルギー発電事業に関する近隣関係者への説明記録（様式第3号）
- (12) 条例第8条第4項の必要な措置を講ずる場合又は当該措置を既に講じた場合は、その内容を記載した書類
- (13) 事業に関する法令等の許認可等を受けているときは、その写し
- (14) その他市長が必要と認める書類

なお、(1)から(10)までの添付書類のうち、を入れた書類は、岩国市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例第7条の規定による届出時の添付書類の内容から変更がないため、提出を省略します。

本件責任者氏名 _____
 本件担当者氏名 _____
 連絡先 _____

（宛先）岩国市長

事業者 住所
氏名
電話番号

再生可能エネルギー発電事業に関する近隣関係者への説明記録

実施方法 （該当するものに○）	説明会 その他（ ）
実施日	
説明会開催場所	
説明者	
周知した近隣関係者数	人
近隣関係者からの 主な意見	
意見への対応	
その他	

注1 説明会を複数回行った場合は、説明会を行った日、開催場所ごとにこの様式を作成すること。

2 意見への対応欄には、説明会等の中で近隣関係者に説明した内容を記入すること。

（添付書類）

- (1) 周知のために使用し、又は配布した資料の写し
- (2) 周知を行った地域の範囲を示した図面
- (3) 説明会を開催した場合は、開催状況が分かる写真

(4) その他市長が必要と認める書類

本件責任者氏名 _____

本件担当者氏名 _____

連絡先 _____

（宛先）岩国市長

事業者 住所
氏名
電話番号

再生可能エネルギー発電事業に関する工事完了届出書

岩国市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例第11条の規定により、再生可能エネルギー発電事業に関する工事が完了したので届け出ます。

事業名		
事業区域の所在地	岩国市	
事業区域の面積	m ²	
発電設備の出力	kW	
事業実施工程	工事完了年月日	年 月 日
	系統連系予定年月日	年 月 日
	運転開始予定年月日	年 月 日
	事業終了予定年月日	年 月 日
事業の担当者	所属	
	氏名	
	連絡先	
保守点検責任者	住所	
	氏名	
	担当者（連絡先）	
備考		

注1 事業者の住所及び氏名は、法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称並びに代表者の役職及び氏名を記入すること。

- 2 保守点検責任者が法人の場合は、主たる事務所の所在地を保守点検責任者の住所欄に、名称及び代表者の氏名を保守点検責任者の氏名欄に記入すること。
- 3 発電設備の出力は、小数点以下を切り捨てて記入すること。

(添付書類)

- (1) 事業者が法人の場合にあっては当該法人の登記事項証明書、個人の場合にあっては住民票の写し
- (2) 再生可能エネルギー発電設備の位置図
- (3) 事業区域図
- (4) 建築物及び工作物の配置計画図
- (5) 建築物及び工作物の設計図（平面図、立面図及び断面図）
- (6) 事業の実施により、自然環境等に一定の影響があると考えられる場合は、その考えられる影響の内容及び当該影響への対応方針を記載した書類
- (7) 排水計画図（平面図及び断面図）
- (8) 排水施設構造図
- (9) 条例第8条第4項の必要な措置を講ずる場合又は当該措置を既に講じた場合は、その内容を記載した書類
- (10) 工事完了後の写真
- (11) その他市長が必要と認める書類

なお、(1)から(9)までの添付書類のうち、を入れた書類は、岩国市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例第7条又は第9条の規定による届出時の添付書類の内容から変更がないため、提出を省略します。

本件責任者氏名

本件担当者氏名

連絡先

（宛先）岩国市長

事業者 住所
氏名
電話番号

地位承継届出書

岩国市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例第12条の規定により、地位を承継したので届け出ます。

事業名	
事業区域の所在地	岩国市
事業区域の面積	m ²
被承継者に関する事項	氏名又は名称及び代表者の氏名
	住所又は所在地
承継年月日	年 月 日
承継事項	
承継の理由	

注1 事業者の住所及び氏名は、法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称並びに代表者の役職及び氏名を記入すること。

2 事業区域の面積は、小数点以下を切り捨てて記入すること。

（添付書類）

- 事業者が法人の場合にあっては当該法人の登記事項証明書、個人の場合にあっては住民票の写し
- その他市長が必要と認める書類

本件責任者氏名 _____

本件担当者氏名 _____

連絡先 _____

（宛先）岩国市長

事業者 住所
氏名
電話番号

再生可能エネルギー発電事業終了届出書

岩国市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例第15条第1項の規定により、事業を終了するので届け出ます。

事業名	
事業区域の所在地	岩国市
終了予定年月日	年 月 日
終了後において行う措置	

注 事業者の住所及び氏名は、法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称並びに代表者の役職及び氏名を記入すること。

（添付書類）

- (1) 現況写真
- (2) その他市長が必要と認める書類

本件責任者氏名 _____
本件担当者氏名 _____
連絡先 _____

（宛先）岩国市長

事業者 住所
氏名
電話番号

再生可能エネルギー発電事業終了に伴う措置完了届出書

岩国市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例第15条第2項の規定により、事業終了に伴う措置が完了したので届け出ます。

事業名	
事業区域の所在地	岩国市
措置完了年月日	年 月 日
実施した措置の内容	

注 事業者の住所及び氏名は、法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称並びに代表者の役職及び氏名を記入すること。

（添付書類）

- (1) 現況写真
- (2) その他市長が必要と認める書類

本件責任者氏名 _____

本件担当者氏名 _____

連絡先 _____

（表）

第 号	
身分証明書	
次の者は、岩国市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例第16条第1項の規定により立入調査を行う職員であることを証明する。	
写真	職名及び氏名
	生年月日
	発行年月日
	有効期限
	岩国市長 印

（裏）

岩国市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例（抜粋）

（報告の徴収及び立入調査）

第16条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し報告又は資料の提出を求め、及び職員に事業者の事務所、事業所又は事業区域に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（指導、助言及び勧告）

第17条 市長は、必要があると認めるときは、事業者に対して、必要な措置を講ずるよう指導又は助言を行うことができる。

2 （略）

様

岩国市長

印

指導（助言）通知書

岩国市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例第17条第1項の規定により、次の措置を講ずるよう指導（助言）しますので、通知します。

事業名	
事業区域の所在地	岩国市
再生可能エネルギー源の種別	太陽光 風力
指導（助言）の内容	

様

岩国市長

印

勧告書

岩国市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例第17条第2項の規定により、次の措置を講ずるよう勧告します。

事業名	
事業区域の所在地	岩国市
再生可能エネルギー源の種別	太陽光 風力
措置期限	年 月 日
勧告の内容	

様

岩国市長

印

弁明の機会の付与通知書

年 月 日付け 第 号の勧告書により必要な措置を講ずるよう勧告しましたが、いまだに勧告した内容の実施が確認できないことから、岩国市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例第18条第1項の規定により、その事実を公表する予定です。

つきましては、同条第2項の規定により、弁明の機を付与しますので通知します。

なお、提出期限までに弁明書を提出されない場合は、1の公表を予定する事項を公表します。

1 公表を予定する事項

事業者氏名 (名称及び代表者名)			
事業者住所(所在地)			
公表の原因 となった事 業の内容	事業区域	所在地	岩国市
		面積	m ²
	再生可能エネルギー源 の種別	太陽光 風力	
勧告の内容			

2 公表の時期及び方法

公表の時期	年 月 日
公表の方法	

3 弁明の機会の付与に関する事項

弁明書の提出期限	年 月 日
提出先	岩国市 部 課

（宛先）岩国市長

事業者 住所
氏名
電話番号

公表に係る弁明書

岩国市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例施行規則第15条第2項の規定により、次のとおり弁明します。

事業名	
事業区域の所在地	岩国市
公表の原因となった事業についての弁明	
その他当該事案の内容についての弁明	

注 事業者の住所及び氏名は、法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称並びに代表者の役職及び氏名を記入すること。